平成２８年（フ）第１４４号
山梨県南アルプス市東南湖1192番地５
債務者　岸本　菊美
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２４号
長野県千曲市大字若宮3131－126　コーポリバーサイド２－211、住民票上の住所長野県佐久市春日2716番地14
債務者　竹花　英宏
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第１２４号
岐阜県本巣郡北方町東加茂１丁目29番地　エルディム東加茂Ｂ　101号
債務者　堀田　昌希
1　決定年月日時　平成28年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１５９号
兵庫県姫路市安田３丁目26番地　301号、従前の住所兵庫県姫路市別所町別所５丁目37番地
債務者　進藤　有加
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３６８号
広島市南区霞１丁目５番２－903号　Ａ２
債務者　三上　俊秀
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０１号
福岡県久留米市大善寺南２丁目10番８－203号、前住所福岡県久留米市安武町住吉841番地２　安武団地５棟８号
債務者　酒見　裕子（旧姓井手・栗原・田村）
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１５６号
鹿児島県鹿児島市下田町1773番地
債務者　江籠　敏幸
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１７０号
鹿児島県鹿児島市西田２丁目11番11号（アンジュースマイル西田301号）
債務者　杉浦　勝久
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１７３号
鹿児島県鹿児島市山田町3546番地１、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市星ヶ峯２丁目28番６－11号
債務者　森永　小夜
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１７４号
鹿児島県鹿児島市真砂本町３番35号
債務者　福元　秀樹
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１７３８号
大阪市生野区鶴橋３丁目３番18号　２Ｆ
債務者　鄭桂和こと　ＪＵＮＧ　ＫＹＥ　ＨＷＡ　**鄭**　桂和
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月26日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８５９号
大阪市生野区**巽**南２丁目５番31号　第２サツキマンション303号、前住所大阪市生野区**巽**中１丁目15番21号
債務者　平木場英樹
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２０２号
大阪市城東区鴫野西２丁目１番２－305号
債務者　宮地由香里（旧姓木岡）
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４１６号
大阪市東成区大今里南６丁目16番20－614号
債務者　福谷　正道
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３１号
北海道旭川市永山２条４丁目３番25号　フラワーハイツ202号
債務者　中野　有花（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成28年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月14日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１８２号
岡山市北区青江４丁目17番３号グリーンコーポ青江201号
債務者　森　奈々子（旧姓横尾）
1　決定年月日時　平成28年６月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年８月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部